

所得・控除・限度額について

1 対象になる所得	
○ 総所得金額 利子所得 配当所得 不動産所得 事業所得 給与所得 譲渡所得 一時所得 雑所得	} 地方税法第313条第1項
○ 退職所得 ○ 山林所得	
○ 土地等に係る事業所得	地方税法附則第33条の3第5項
○ 長期譲渡所得	地方税法附則第34条の4項
○ 短期譲渡所得	地方税法附則第35条の5項
○ 先物取引に係る雑所得	地方税法附則第35条の4第4項
○ 条約適用利子及び条約適用配当等	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第10項及び同条第12項に規定
* 転入の場合に持参していただく証明としては、全ての所得が解るものが必要となります。	

2 所得から控除できるもの		
控除名	説明	控除額
雑損控除	納税者自身あるいは生計を一にする扶養親族等の所有する日常生活上必要な住居や家財が災害や盗難等により損害を受けた場合に受けられる控除	○
医療費控除	納税者自身あるいは生計を一にする扶養親族等のために納税者が1年間に10万円以上の医療費を支払ったときは200万円を限度に控除を受けることができる。	○
社会保険料相当額	社会保険料は控除できない。(社会保険料控除相当額として一律8万円が控除できる)	一律 80,000円
小規模企業共済掛金控除	小規模共済組合法の規定する第1種共済契約に基づく掛金や、条例に基づく扶養共済制度の掛金等を支払った場合に適用がある。	○
障害者控除(本人)	障害者控除を受けている場合 *身障手帳、療育手帳、精神手帳、戦傷病手帳所持者	270,000円
特別障害者控除(本人)	特別障害者控除を受けている場合 *身障手帳1~2級、療育手帳OA、A、精神手帳1級	400,000円
障害者控除(同一生計配偶者・扶養親族)	同一生計配偶者及び扶養親族が障害者控除を受けている場合	一人につき 270,000円

次ページに続きます

特別障害者控除（同一生計配偶者・扶養親族）	同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者控除を受けている場合	一人につき 400,000円
寡婦（寡夫）控除	寡婦（寡夫）控除：配偶者と死別（生死不明も含む）、若しくは離婚後に再婚していない者で、扶養親族か生計を一にする子がいる子の総所得が38万円以下であり、自身の所得が500万円以下の者	270,000円
寡婦（寡夫）控除の特例（ひとり親控除）	寡婦のうち自分自身の所得が500万円以下で扶養親族である子供がいる者又は生計を一にする子供がいる者	350,000円
勤労学生控除	高校、大学、又は一定の専修学校・各種学校の生徒で、自ら働いて得た給与所得や雑所得がある者（年間65万円以下）	270,000円
配偶者特別控除	最高33万円。配偶者の収入により5万円ずつ減額していく。	○

○印は当該控除及び免除の実額を控除する

- ・控除できるのは、課税台帳上実際に控除されたもののみである。
- ・控除する所得は、課税対象となる全ての所得からであり、課税台帳上の課税標準額（各種控除を控除した後の額）からさらに控除できるとしたものではない。
- ・各種控除は、地方税法による市町村・県民税の課税台帳上実際に控除されたものではなくてはならないが、控除する額は所得税法にしたがった額であり、地方税法上の額と異なることに注意。
- ・分離課税の所得がある場合は、分離課税分の課税所得を出して、課税所得を合計した上で控除していく。
- ・譲渡所得による特別控除は控除できない。

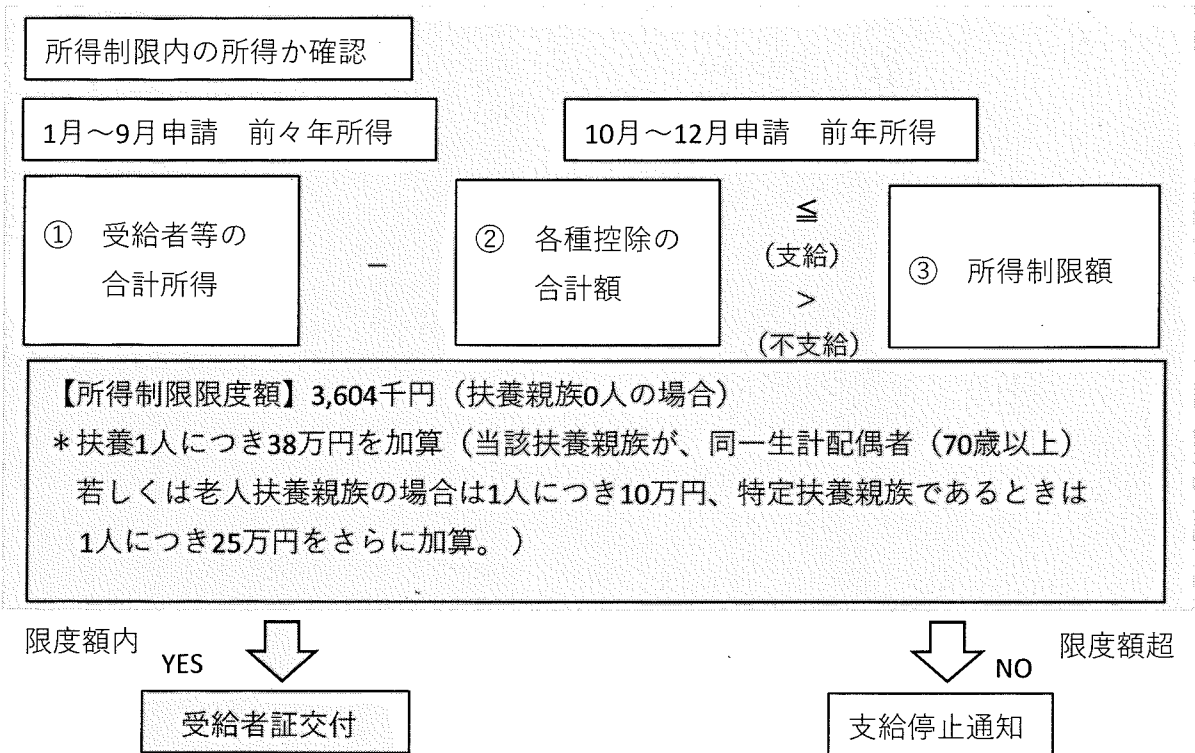
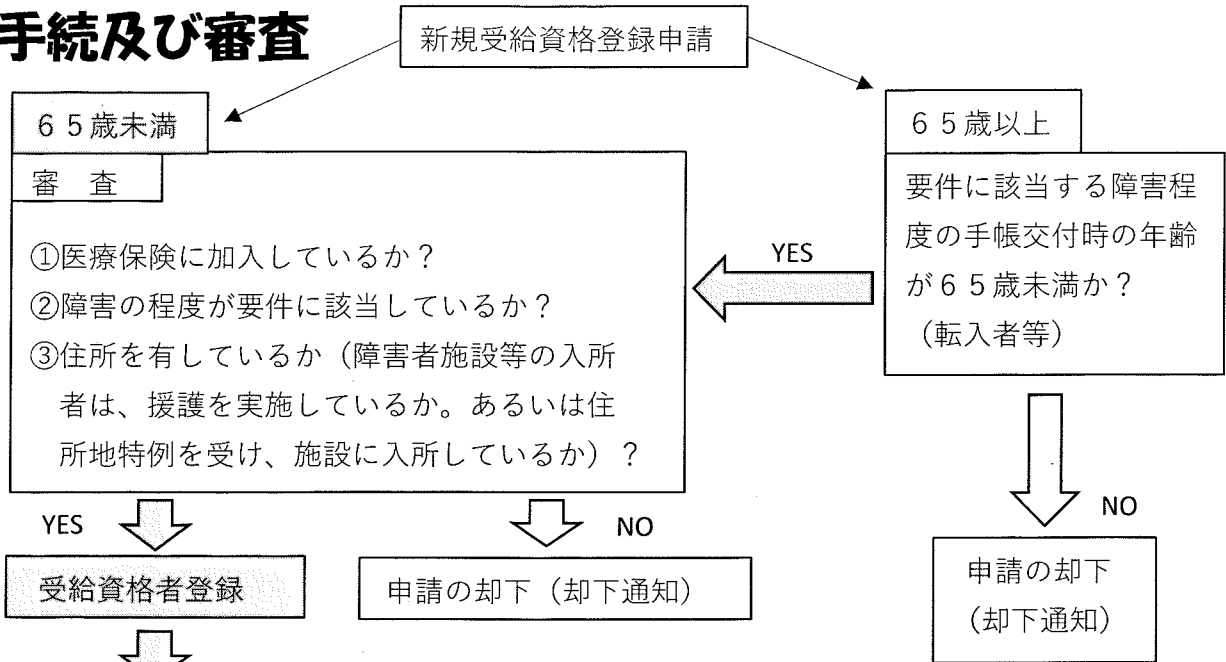
3 所得制限の対象となる限度額

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条を基準とします。

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円
5人	5,504,000円	7,449,000円

- ・扶養人数0人のときの所得制限基準額を基準に、1人につき38万円を加算
- ・当該扶養親族が、同一生計配偶者（70歳以上）若しくは老人扶養親族の場合は、さらに10万円を加算
- ・特定扶養親族（19歳以上23歳未満）又は控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合は、さらに一人につき25万円を加算

手続及び審査



平成31年1月1日以降、新規手帳取得者等の所得審査に使用する課税年度の見方

年	H31年		R2年		R3年		R4年		R5年
資格取得月	1月～9月	10月～12月	1月～9月	10月～12月	1月～9月	10月～12月	1月～9月	10月～12月	1月～9月
使用する税情報の年度	29年中所得により判定 (30年度課税)		30年中所得により判定 (31年度課税)		31年中所得により判定 (R2年度課税)		R2年中所得により判定 (R3年度課税)		R3年中所得により判定 (R4年度課税)